

2025

2

February

組合活性化情報

月刊 中央会

特集

中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント
育児・介護休業法 改正ポイントのご案内



今月の公園紹介 /
高橋公園
(熊本県熊本市千葉城町)

熊本城を囲むように流れる坪井川沿い、千葉城橋と既橋の間に位置する高橋公園は、戦前の第六師団長官舎跡地で、熊本市の第7代市長で市電の開通や水道の敷設など、熊本市発展の基礎をつくった高橋守雄を記念して造られた公園です。熊本城を望む広々とした芝生の公園で、市街地の賑やかな場所でありながら、静かな散策を楽しめるところです。



熊本県中小企業団体中央会
Kumamoto prefectural federation of small business Association

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替扱月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、熊本県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および熊本県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F TEL:096-354-4394
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

Contents

・中央会だより

2025年新春賀詞交歓会・新春講演会を開催02~03

特集

中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント

(令和6年度補正・令和7年度当初予算案)04~05

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

~令和7(2025)年4月1日から段階的に施行~06~07

・中央会役員の声を聴く08

・組合HOTNEWS

熊本県室内装飾事業協同組合08

熊本南工業団地協同組合09

熊本輸送団地協同組合09

・くまもとUBA

青年部活動レポート10

・お知らせ

厚生労働省からのお知らせ11

熊本県からのお知らせ11

熊本国税局からのお知らせ13

・景況ウォッチャー

令和6年12月分14

情報連絡員便り15

・中央会からのお知らせ

「監事講習会」・「決算経理講習会」を開催します16

・掲示板

編集後記16

2月

熊本の花

カラー 華麗なる美、乙女のしとやかさ、清浄

カラーは色、種類は様々で、いずれの花言葉も美しさや情熱を秘め、凛と咲くイメージが持てるものばかりです。

結婚式や開店などのお祝い事にピッタリのカラー。

プレゼントに選ぶときは、相手のイメージにあった色を選ぶと良いでしょう。

白色のホワイトトーチ、スワン、またグリーンカラー（緑色）の熊本FC03は熊本県で育成作出された品種です。



中央会 便り

熊本県中小企業団体中央会 2025年新春賀詞交歓会・新春講演会を開催

令和7年1月21日(火)、熊本ホテルキャッスルにおいて本会の新春賀詞交歓会を開催いたしました。本交歓会には、県下一円より中小企業団体の代表者の皆様や青年部会員、各関係機関のご来賓の皆様方、総勢約230名のご出席をいただきました。

櫻井一郎会長は、まず冒頭に、県内経済における明るい兆しとして、JASMの本格稼働やインバウンド客の増加を挙げつつ、深刻な人手不足や人件費の引き上げが大きな課題であると述べられ、その後、新たな次世代の大きな変化として「Society 5.0」時代の到来や、今後の県内GDPについてなど、巳年に因み、再生や変化を繰り返しながら柔軟に発展していく1年にしたい旨を主催者挨拶で述べられました。続いて、多数のご来賓を代表して上田哲也熊本県商工労働部部長、深水政彦熊本市副市長、西野太亮衆議院議員よりそれぞれ御祝辞をいただきました。

交歓会は、上田啓一副会長の乾杯発声で始まり、会場のいたるところで和やかに歓談が行われ、最後に岩永研一副会長による中締めで幕を下ろしました。

年初の大変お忙しい中にご出席いただいた皆様、誠にありがとうございました。本会は、県内唯一の連携組織の専門支援機関として、今年も会員組合並びに組合員企業の皆様方のお力になれるよう各種事業に取り組んでまいりますので何卒よろしくお願ひ申し上げます。



主催者挨拶を行う櫻井一郎会長



上田哲也熊本県商工労働部部長



深水政彦熊本市副市長



西野太亮衆議院議員

中央会
便り



▲来賓や青年部を含め約230名が出席

和やかに歓談されている様子▼



同時開催 新春講演会

甘利 明前衆議院議員、半導体の国家戦略について講演

賀詞交歓会開催前には、甘利 明 前衆議院議員を講師にお招きし、『半導体の国家戦略について』をテーマとした講演会を開催いたしました。会場には約180名の多くの皆様にご出席いただきました。

甘利氏は、1983年から約40年にわたり国政で活躍され、経済産業大臣や自民党幹事長などの重要な役職を歴任されてきました。講演では、半導体産業が単なる電子部品から社会システム全体を動かす基幹インフラへと進化していることを述べられ、特に、TSMCの熊本進出や、ラピダス（半導体製造メーカー）の設立、10兆円規模の投資計画など、具体的な数値とともに日本の半導体産業再生への取り組みについて説明されました。

また、甘利氏は「半導体の技術は日進月歩であり、今日の一番が明日の一番ではない。技術革新を続けることが必須。TSMCの進出を機に、日本が再び世界の半導体市場で主導権を握ることを期待したい。」などと語られ、参加された皆様は、熱心に耳を傾けていました。



甘利 明 前衆議院議員



多くの皆様にご出席いただきました



「半導体の国家戦略について」をテーマとした講演



特集

中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント (令和6年度補正・令和7年度当初予算案)

基本的な課題認識と対応の方向性

- ・予算・税・制度改正等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- ・物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等に万全を期し、持続的賃上げの実現に向けた環境整備を図る。
- ・また、小規模事業者支援、事業承継、社会課題解決等を通じて、地域経済の活性化を図る。

中小企業対策費	令和6年度	令和7年度+令和6年度補正
	1,082億円	1,080億円+5,601億円

【1】持続的賃上げ実現に向けた中小企業の成長・生産性向上・省力化投資支援

- ・中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- ・また、「新規輸出1万者支援プログラム」を通じた輸出実現や、新たな産業構造の転換に対応するための支援を行い、成長志向の中小企業の恒常的な創出・拡大につなげる。

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】

※成長加速化補助金、ものづくり補助金・IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・事業承継・M&A補助金

中小企業新事業進出促進事業（新事業進出補助金）【既存基金の内数】

中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内数】

R6補正

中堅・中小大規模成長投資補助金【1,400億円】 + R7当初 8.7億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設等の大規模な設備投資を促進
※R5補正及びR6補正において、国庫債務負担行為（それぞれ総額3,000億円）を措置

100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

中小機構の出資によりファンドを組成し、売上高100億円超を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

R7当初

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【123億円】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

R7当初

中小機構による海外展開支援（中小企業海外展開総合支援事業等）【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出（越境ECを含むブランディング・プロモーション等）を支援

R7当初

中小機構による成長志向の中小企業支援【中小機構交付金の内数】

売上高100億円以上への成長を目指す中小企業を含め、成長志向の中小企業へのハンズオン支援、経営者ネットワーク構築支援等に取り組む

R7当初

中小機構によるグリーントランスフォーメーション対応支援【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援

【2】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- ・価格交渉促進月間・下請代金法の執行強化等を通じた取引適正化の推進、物価高などの厳しい事業環境に対応する中小企業・小規模事業者への資金繰り支援、構造的な人手不足への省力化投資支援などにより、構造的賃上げの実現に向けた環境整備を図る。

<価格転嫁対策>

R7当初

中小企業取引対策事業【29億円】 + R6補正【8.3億円】

価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺での相談対応等を実施

その他

「価格交渉促進月間」の実施や、下請代金法の執行強化、下請振興法に基づく「指導・助言」・企業名公表を通じた実効性向上、下請Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需等における労務費等の価格転嫁の徹底等

<資金繰り支援>

R7当初

中小企業資金繰り支援事業【223億円】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるための利子補給や信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施

・日本政策金融公庫補給金【153億円】

・中小企業信用補完制度関連補助事業【39億円】 など

R6補正

中小企業等の資金繰り支援【既存予算の活用】

・公庫制度融資の賃上げ特例の継続、通常資本金性劣後ローンの運用見直し、成長志向の中小企業への資金繰り支援の拡充
・民間金融機関のプロパー融資と組み合わせた協調支援型の保証制度の新設 など

- R6補正** | **<省力化支援>**
中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内数】
- R6補正** | **<事業環境変化に対応した経営相談体制、経営改善・早期再生・再チャレンジ支援の拡充>**
事業環境変化対応型支援事業【112億円】
- R7当初** | **中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】** + **R6補正** 【61億円】
中小企業活性化協議会による事業再生支援や事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

【3】小規模事業者支援、災害からの早期復旧支援

・多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援や、災害からの早期復旧等の支援を推進する。

- R7当初** | **小規模事業者対策推進等事業【61億円】**
商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援
- R7当初** | **小規模事業者経営改善資金融資事業【30億円】** ※中小企業資金繰り支援事業の内数
- R7当初** | **地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10億円】** + **R6補正** 【10億円】
地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組や小規模事業者等の災害復旧を支援
- R7当初** | **商店街等活性化支援事業【中小機構交付金の内数】**
変革意欲のある商店街等による社会課題解決や地域の価値向上に向け、専門家による面的伴走支援等を行う
- R6補正** | **なりわい補助金（令和6年能登半島地震、令和2年7月豪雨）グループ補助金（令和3・4年福島県沖地震）等【213億円】**
能登半島地震等をはじめとする災害により被災した地域の速やかな復旧又は復興を支援する事業を継続

【4】事業承継、再編等を通じた変革の推進

・経営者の高齢化が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を図るとともに、事業承継、再編等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

- R7当初** | **中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】** + **R6補正** 【61億円】（再掲）
- R7当初** | **後継者支援ネットワーク事業【4.0億円】**
後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベント開催
- R6補正** | **事業承継・M&A補助金（再掲）** ※中小企業生産性革命推進事業の内数
事業承継に際しての設備投資や、M&Aの専門家活用、M&A後のPMI時の専門家活用・設備投資等を支援

【5】中小企業・小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた取組支援の推進

・多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者への伴走・経営支援、地域課題解決に向けた取組の支援を推進する。

- R7当初** | **中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【34億円】** + **R6補正** 【20億円】
※事業環境変化対応型支援事業の内数
各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備
- R7当初** | **中堅・中核企業の経営力強化支援事業、地域の人事部支援事業【7.0億円】**
支援機関間のネットワーク構築・ハンズオン支援や地域企業群や関係機関が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援
- R7当初** | **小規模事業者対策推進等事業【61億円】**（再掲）
- R7当初** | **中小企業実態調査委託費【21億円】**
・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析【5.0億円】
ゼブラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を図る
・地域中小企業人材確保支援等調査・分析【4.0億円】
人材活用ガイドライン等の普及を通じ、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進
・「100億企業」創出加速に向けた調査・分析【0.6億円】
売上高100億円以上への成長を目指す企業の経営者ネットワーク構築や成長に向けた機運醸成を促進するための調査を実施

税制改正事項

税 中小企業経営強化税制（拡充・延長）

適用期限を2年間延長するとともに、売上高100億円超の中小企業（100億企業）の創出を促進するため、100億企業を目指す中小企業に対し、対象設備に建物を追加する等、措置を拡充。

税 中小企業投資促進税制（延長）

中小企業の設備投資を更に後押しするため、一定の設備投資を行った場合に税額控除又は特別償却の適用を認める措置を2年間延長。

税 固定資産税の特例措置（拡充・延長）

賃上げを表明する企業を対象に、設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で5年間1/4）

税 法人税軽減税率（延長）

資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、中小企業者等の年間800万円以下の所得に対する税率を19%から15%に軽減する措置を2年間延長。
※単年所得10億超の場合、19%から17%に軽減

税 中小企業防災・減災投資促進税制（延長）

中小企業の防災・減災能力の強化のため、事前対策に資する設備投資の特別償却を可能とする措置の適用期限を2年間延長等。

税 地域未来投資促進税制（拡充・延長）

地域経済を牽引する企業による、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置を追加した上で、適用期限を3年間延長。

税 事業承継税制（見直し）

税制の最大活用を図る観点から、後継者の3年間の役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃。



特集

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

(10月施行分は次号に掲載)

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①～⑨▶令和7(2025)年4月1日から施行

① 子の看護休暇の見直し

義務

就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続 雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務

就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

④ 育児のためのテレワーク導入

努力義務

就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

- ・公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

男性の育児休業等の取得率等の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもお勧めします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。

<https://youritsu.mhlw.go.jp/>



⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等（※）の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（**相談窓口設置**）
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

望ましい * ①～④のうち複数の措置を講じること

⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

望ましい * 情報提供に当たって、「介護休業制度」は**介護の体制を構築するため一定期間休業**する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うこと
* 情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知すること

⑨ 介護のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。



介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認、情報提供の例

以下の資料をご用意しています。社内用アレンジ等してご活用ください。

①個別周知・意向確認、情報提供、事例紹介、制度・方針周知ポスター例
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

②介護保険制度について（40歳の方向けリーフレット）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html

両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】
<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。





本田 雅晴 氏 (熊本県酒造協同組合)

昨年12月、こうじ菌を用いた日本の酒造り技術が「伝統的造り」として、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。近年、日本酒の消費量が低迷していますが、この登録が国内外での消費拡大に繋がるように取り組んでいきたいです。また、杜氏や蔵人の高齢化が進み人材が減少する中、若い世代の酒造りへの関心を惹きつける契機となり、人手不足解消や職人のモチベーション向上に繋がることを期待しています。

組合では、今回の無形文化遺産登録を記念した共通の首掛けラベルを製作し、組合員の商品に活用しPR強化の取り組みを進めています。本年はこれらの活動のほか様々な施策を講じ、伝統的造りの価値を広め、業界全体を盛り上げて参ります。

出田 貴康 氏 (熊本県信用組合)

法人や事業主のお客様と日々関わっていく中で、賃上げに関しては最低賃金の上昇等に伴い、必然的に上げざるを得ないという事業者の声が多い印象です。収益の圧迫により、対処に苦慮されている事業者も少なくありません。人手不足については当組合も例外ではないが、現存する人材でいかに効率的な仕事ができるかがポイントであり、生産性向上に向け、日々の行動の洗いやムダの削減を行うなど身近な所から意識改革を行うことが重要であると考えます。また、人材育成のため、在職者に対する外部研修制度の紹介等も積極的に行っているところです。

信用組合としては今後も金融というサービスを通して、FACE TO FACEで情報の提供を行い、お客様の経営支援にも力を入れて参ります。

猪本 恭三 氏 (熊本県海産物仲卸協同組合)

昨年12月に開催した年末恒例の「田崎市場感謝祭」は大変盛況で多数の方々に来場を頂き、心より感謝しております。組合員の業況においては、従業員の高齢化が進み、若手人材の確保が難しい状況が依然として続いている状況です。また、物価高や資材、燃料費の高騰等、事業経費のコスト高が止まらず、タコやナマコ、サンマといった庶民の魚類が高給食材へ変貌していると実感しています。近年の業界の動きとしては、世界各地で養殖魚介類の取扱量が増加傾向にあり、養殖には環境負荷がかからないこともあり、脱炭素社会に向けた課題解決にも目を向けています。本年度の組合活動においては、九州のほか全国における市場の成功事例をヒントに、新たな事業構築に努めて参ります。

直江 幸一 氏 (協同組合大矢野ショッピングプラザ)

本組合では、高齢化に伴う来客減少や職員の人材不足の課題に対応するため、多角的な取り組みを展開しています。昨年からSNS広告を活用し、LINE登録者へのポイント還元制度を導入。これにより地域住民との交流が深まり、来館者数の増加が見られています。さらに、月数回訪れるキッチンカーは大変好評で、集客効果が組合員等の売上向上に繋がっています。一方で、職員高齢化による人材不足を解消するため、新たな採用ツールや外国人材の積極活用を推進中です。

2025年には、第2駐車場を活用したイベントや販売事業の展開を企画しており、幹線道路終着点の利便性を生かしてテナント誘致を図るなど、地域と共に成長する事業計画を進めています。

組合 Hot News

「創立50周年記念祝賀会」を開催

熊本県室内装飾事業協同組合

令和6年10月18日、熊本ホテルキャッスルにおいて、熊本県室内装飾事業協同組合(丹波英二理事長)の創立50周年記念祝賀会が盛大に開催されました。当日は、組合員をはじめ来賓や各関係機関など約69名が出席され、出席者一同が半世紀の節目を祝いました。

丹波理事長は、挨拶の中で「昭和49年に設立以来、当組合が本日50周年を迎えることが出来たのも、歴代理事長や多くの組合員の皆様の尽力によるものであると感謝している。我々組合では、長期にわたり、技能士の育成、内装士の育成、建築施工管理技士の育成に、取り組んでいる。これからも組合員一同団結し、次なる60周年へ向けて歩み始めていきたい。」と述べられました。

また、理事長として10年間、当組合の発展に多大なる貢献をいただいた中野前理事長への感謝の意を込めて、記念品の贈呈が行われ、中野前理事長のこれまでの功績を称えるとともに、感謝の想いが会場を包み込みました。



丹波英二理事長



中野前理事長(左)へ記念品贈呈



祝賀会会場の様子

「設立50周年記念祝賀会」を開催

熊本南工業団地協同組合

令和6年11月22日(金)、熊本ホテルキャッスルにおいて、熊本南工業団地協同組合（上田裕子理事長）の設立50周年の記念祝賀会が盛大に開催されました。当日は、組合員をはじめ来賓や各関係機関など67名が出席され、半世紀の節目を祝われました。

当祝賀会は10月に団地内で開催された50周年記念の秋祭りに続く記念行事として開催されたものです。祝賀会の余興として、高崎裕士氏による三味線の演奏やレビューチーム風によるレビューショーが披露されるなど、会場は終始大賑わいとなりました。



上田裕子理事長



組合員集合写真



レビューチーム風



高崎 裕士氏

「創立50周年記念式典・祝賀会」を開催

熊本輸送団地協同組合

令和6年11月29日(金)、ホテル日航熊本において、熊本輸送団地協同組合（永井正人理事長）の創立50周年記念式典が盛大に開催されました。当日は、組合員をはじめ来賓や各関係機関、取引先、物流業界関係者など約110名が出席され、出席者一同が節目を祝うとともに、当組合の歴史を振り返る映像「組合の歩み」が上映されました。

永井理事長は「多くの方々のご指導・組合員の知恵と努力で幾多の苦難を乗り越えられた。歴代理事長、組合員のおかげであり、感謝の気持ちでいっぱい。次代を担う若手経営者がバトンを受け継ぎ、斬新な発想と実行力で常に成長する組合であり続けることを期待したい。『挑戦』の気持ちを心に、100周年へ前進しよう。」と挨拶されました。

その後行われた祝賀会では、地元タレントによるアトラクションで盛り上がり、和やかに歓談が行われました。



永井正人理事長



役員一同で感謝の念を述べる



会場の風景



地元タレントによるアトラクションで盛り上がり！



くまもとUBA

UNITED BUSINESS ASSOCIATIONS

青年部活動レポート

地域と「防災」で交流

山鹿市管工事業協同組合青年部会

令和7年1月17日（金）山鹿市にて、地域市民の防災に対する意識を高め、今後の災害への備えにつなげる為のイベント『第27回山鹿市防災のつどい』が開催されました。30年前に発生した阪神・淡路大震災の発生日である1月17日に合わせて毎年開催されているこの事業は、炊き出し訓練や空き缶を使った炊飯ができる他、国土交通省や消防・自衛隊、業界団体、地元の企業などが防災についてのブースを出展しています。市内の児童や生徒、住民など500人以上が参加したようですが、山鹿市管工事業協同組合も長らくこのイベントの協力団体として参画しており、同組合の青年部会（小原真木人会長）の皆さまもイベントの実施に携わっております。青年部会では前日に設営準備を行い、当日は組合



多くの方がブースを訪れました



準備のようす

ブースにて来場者にたこ焼きの無料配布を実施しました。参加した部会員で800個のたこ焼きを用意し、来場者に好評のようでした。また、実施前の試し焼きには青年部会員の家族も参加し、20名ほどで和気あいあいと準備を楽しんだようです。組合員や女性部会と協力した恒例の事業となっており、この活動に対する思いが感じられます。大きな災害を機に始まった『山鹿市防災のつどい』。組合及び組合青年部が精力的に参加することで、地域貢献と業界のPRにもつながっています。今回の取り組みを、ぜひ皆様の組合青年部活動の参考にされてはいかがでしょうか。

～ 助成金の締め切りが近づいています ～

令和6年度分のくまもとUBA助成金は2月末で募集締め切りとなります。早めにご活用ください。今年度の活用事例を紹介します。

○単組青年部交流会助成

青年部間で交流会を実施する会員青年部に対し、5万円を上限として助成を行います！

熊本青果食品商業協同組合青年部・熊本魚商協同組合青年部

・市場の活性化や業界の現況について、関係団体も交えた意見交換・研修会を開催

熊本流通団地協同組合青年部流団平成会・協同組合ベイタウン尾道青年部（広島県）

・県外の組合の視察と組合青年部との交流会を実施

上通青年会・下通繁栄会青年部・新市街青年会

・それぞれの商店街にて注力している活動や、イベント開催での課題などについて意見交換会を実施

※尚、今年度の社会貢献活動助成については募集終了となりましたのでご了承ください。

【お問い合わせ先】 熊本県中小企業団体中央会青年部協議会事務局

TEL:096-325-3255 youth@chuokai-kumamoto.com 担当：佐々木・西村

求人企業の皆さまへ

SNS等を通じて直接労働者を募集する際には 氏名(名称)・住所・連絡先・業務内容・就業場所・賃金を記載しましょう

インターネットやSNSに労働者の募集に関する情報を載せる際は注意してください

募集情報提供時の注意点

職業安定法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報等(以下、「募集情報」といいます)を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。

こうした誤解が生じないよう、募集情報を提供する際には

- ①氏名(名称)
 - ②住所
 - ③連絡先
 - ④業務内容
 - ⑤就業場所
 - ⑥賃金
- (6情報)

を記載することが必要です。

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等で労働者を募集する際、これらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。



雇用仲介事業者(職業紹介事業者・募集情報等提供事業者)を利用する場合

雇用仲介事業者を通じて労働者を募集する場合、求職者から照会があった際には、雇用仲介事業者が、募集主の氏名・名称等を当該求職者に回答することになっており、それを照会先を付して示す場合には、その回答する募集主の氏名・名称等の情報は必ずしも載せる必要はありません。

掲載の要否については、各雇用仲介事業者にお尋ねください。

お問い合わせ

都道府県労働局
需給調整事業課室



雇用環境・均等部(室)



熊本県からのお知らせ

結核を広げないためには定期健診・早期受診が大切です ～外国人を雇用される事業者の皆様へ～

近年の外国人労働者の増加に伴い、新規結核患者に占める外国生まれの患者の割合が全国的に増加しており、本県においても、増加傾向にあります。結核を正しく理解して、外国人をはじめとした従業員の健康管理に努めましょう。

1. 結核とは?

結核とは、結核菌によって主に肺に炎症がおこる病気です。せきやたんが出る、微熱が続くなど、結核の症状は風邪によく似ています。結核は、せきやくしゃみとともに飛び散った結核菌が空気中をたどられ、それを吸い込むことで感染します。結核に感染していることに気づかず治療が遅れると、病状を悪化させてしまうだけでなく、知らないうちに周りの人に感染させることもあります。感染した全ての方が発病するわけではありませんが、発病した場合でも、きちんと治療すれば治る病気です。また、患者の経済的負担を軽減させるため、医療費の公費負担制度も整備されています。



2. 定期健診と早めの受診が大切です

健康診断や気になる症状があるときには早めに受診することで、結核を早期に発見することができ、家族や職場など周りの方への感染を予防することができます。

自覚症状がないこともありますので、定期健康診断(胸部X線検査)の実施をお願いします。また、上記1に記載している症状がある場合には、早めに受診を勧めてください。

●労働安全衛生法に基づき、事業者には健康診断の実施が義務付けられています。

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇入れの際
定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内ごとに1回



*厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 作成リーフレットを参考に作成

3. 結核患者の発生状況

熊本県においては、年間100人以上の方が結核を発症しており、その7~8割は高齢者です。結核患者数は年々減少していますが、若い世代を中心に、外国生まれの患者が増加傾向にあります。



4. 結核は世界中でまん延しています

結核がまん延している国の出身者は、母国での結核感染リスクが高く、来日後に発病する可能性があるため、特に注意が必要です。

5. 結核についてもっと知りたいときは

結核に関する情報については、最寄りの保健所に御相談いただくか、結核予防会のホームページ(<http://www.jatahq.org/>)を御覧ください。

有明保健所	0968-72-2184	山鹿保健所	0968-44-4121
菊池保健所	0968-25-4138	阿蘇保健所	0967-24-9036
御船保健所	096-282-0016	宇城保健所	0964-32-1207
八代保健所	0965-33-3229	水俣保健所	0966-63-4104
人吉保健所	0966-22-3107	天草保健所	0969-23-0172
熊本市保健所	096-364-331	県庁健康危機管理課	096-333-2240

三井住友海上は、持続可能な社会の実現に取り組みます

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsで 人の暮らしを守る

防災・減災や安全なまちづくりに貢献



防災・減災情報

三井住友海上のオフィシャルサイトでは、防災・減災の豆知識や交通安全のセルフ診断等、イラストで楽しく学べる各種コンテンツをご用意いただけます。

**防災・減災や
災害発生時における支援ツール**

スマ防災害時ナビ

地図やカメラで
避難所までの
ルート案内

地図上に
ハザードマップを表示し
安全なルートを確認

**ドライブレコーダー
による
安心・安全なまちづくり**

事故の危険性が
高い場所を通知

HELPNET[®]と連携した
通報機能による
警察・消防への出動要請

※HELPNETとは、株式会社日本緊急通報サービス社が提供する「緊急通報サービス」です。

MS&AD 三井住友海上

三井住友海上は、レジリエントでサステナブルな社会^{*}をめざします。

※外部環境にシナヤカに対応する、持続可能な社会

保証料の上乗せで**経営者保証が不要**となる

「**事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度**」が令和6年3月15日より創設されました！

対象者	次の(1)～(5)を すべて満たす 法人		
	(1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権が無く、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次の いずれか を満たすこと ①直前決算において債務超過でない ②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5) 保証料引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること		
保証限度額	8,000万円 (SN4、5号の場合は別枠で8,000万円)	責任共有制度	責任共有対象 (SN4号の場合は責任共有対象外)
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済	保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内 (据置期間1年以内)
担保	不要 (無担保)	保証人	不要 (無保証人)
融資利率	金融機関所定利率	添付書類	事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書
保証料率	対象者(3) ①及び②の いずれも 満たす場合 : 0.70%～2.15% (所定の保証料率に 0.25% 上乗せ) 対象者(3) ①又は②の いずれか一方 を満たす場合 : 0.90%～2.35% (所定の保証料率に 0.45% 上乗せ)		詳細は保証事務課まで お問い合わせください
保証料補助	申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額 (申込年度に応じた段階的な国からの補助)		

熊本県信用保証協会
〒860-8551 熊本市中央区南熊本4-1-1

お問い合わせ先

保証部保証事務課

☎ 0120-69-3221

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、60年で110万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中CHU退TAI共KYO 小企業 退職金 済制度

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ



詳しくはホームページをご覧ください。



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

熊本国税局からのお知らせ

e-Taxのご利用について

e-Taxを利用することにより、税務署に出向くことなく、様々な手続きが可能となります。

(例) インターネットを利用して所得税、消費税などの申告書の提出、青色申告の承認申請などの各種
手続、税金の納付(ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy)対応のATMを
利用した全ての税目)

◇所得税等の確定申告をe-Taxで行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力し
て送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から
5年間保存しておく必要があります)。

◇自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け
取ることができます。

◇e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です(電子ファイルでの
交付のほか、書面での交付も請求できます)。

また、スマホやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます(税務署窓口で受け取れます)。

詳しくは、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>又は **e-Tax** **検索**)をご覧ください。

スマホでのご利用の場合は、こちらの二次元コードからでもご利用になれます。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 ※ナビダイヤル



景況ウォッチャー

情報連絡員の皆様から寄せられた回答を基に作成しています。

※DI値とは、前年同月と比較した企業の景況感を示す景況判断指数のことです。

※DIの計算方法 (『増加』・『好転』した組合数 - 『減少』・『悪化』した組合数) ÷ 回答組合数 × 100

■ 景況の推移 (前年同月比) 熊本県集計

● 売上高 - - - 収益状況 □ 業界の景況

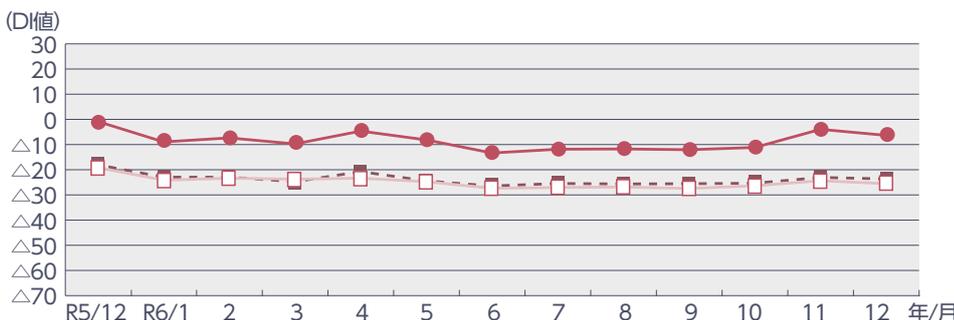


売上高が13.6ポイント、収益状況がマイナス8.5ポイント、景況がマイナス11.9ポイントとなり、12月は3指標全て右肩下がりとなった。

	12	R6/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
売上高	13.6	8.5	8.5	1.7	-1.7	3.4	-1.7	6.8	3.4	3.4	-3.4	16.9	13.6
収益状況	-8.5	-15.3	-6.8	-10.2	-6.8	-16.9	-22	-13.6	-6.8	-10.2	-23.7	-3.4	-8.5
業界の景況	-16.9	-11.9	-13.6	-13.6	-15.3	-16.9	-16.9	-13.6	-13.6	-16.9	-23.7	-1.7	-11.9

■ 景況の推移 (前年同月比) 全国集計

● 売上高 - - - 収益状況 □ 業界の景況



主要3指標は、景況が1.2ポイント低下、売上高が2.4ポイント低下、収益状況が0.6ポイント低下した。

	R5/12	R6/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
売上高	-0.8	-8.9	-7.3	-9.7	-4.6	-8.1	-13.3	-11.8	-11.7	-12.0	-11.1	-3.9	-6.3
収益状況	-18.0	-22.9	-22.9	-24.7	-20.7	-24.4	-26.4	-25.4	-25.6	-25.5	-25.3	-23.0	-23.6
業界の景況	-19.1	-24.1	-23.3	-23.7	-23.3	-24.7	-27.3	-27.0	-26.8	-27.4	-26.3	-24.3	-25.5

■ 熊本の経済指標

※鉱工業指数は2010年、消費者物価指数(熊本市)は2010年を100とした指数

※中古車登録台数は中古新規登録のみです。

①熊本の人口 (R6.12)	1,695,193人	↔	⑪新車登録台数 (R6.12)	2,795台	↓
②鉱工業指数 生産 (R6.10)	119.8	↓	⑫中古車登録台数 (R6.12)	2,051台	↔
③鉱工業指数 出荷 (R6.10)	118.8	↓	⑬預金残高 (R6. 8)	7兆7,809億円	↔
④鉱工業指数 在庫 (R6.10)	70.5	↓	⑭貸出残高 (R6. 8)	5兆2,301億円	↔
⑤公共工事請負額 (R6.10)	294億円	↑	⑮企業倒産件数 (R6.11)	7件	↑
⑥設住宅着工戸数 (R6.10)	1,007戸	↓	⑯企業倒産負債総額 (R6.11)	7億6,400万円	↑
⑦百貨店売上高 (九州) (R6.10)	400億円	↔	⑰輸出 (R6. 9)	37億円	↓
⑧スーパー売上高 (九州) (R6.10)	1,044億円	↔	⑱輸入 (R6. 9)	92億円	↓
⑨共同店舗売上高 (県内8店舗) (R6.10)	5億9,852万円	↓	⑲消費者物価指数 (R6.10)	108.6	↔
⑩生コン出荷量 (R6.12)	134,645m ³	↑			

前年同月比 (%) : -10%以上 ↓ 減少 -5%以上~ -10%未満 ↓ やや減少 0~±5%未満 ↔ 不変 +5%以上~ +10%未満 ↗ やや増加 +10%以上 ↑ 増加

【データ出典】 ■①…熊本県統計人口調査 ■②~④…熊本県鉱工業指数月報 ■⑤~⑧、⑬~⑱…熊日新聞掲載
■⑨…熊本県中央会調べ ■⑩…熊本県生コンクリート工業組合 ■⑪・⑫…熊本県自動車販売店協会

情報連絡員便り

※情報連絡員の方より回答いただきました
フリーアンサーの中から一部掲載しています。

食料品 麺類製造業

- 年末ということもあり商品の流れが増え、売上増となった。

食料品 パン製造業

- インフルエンザによる学級閉鎖等により給食パンのキャンセルは増加しているものの、要因は不明であるが前年同期より食数は伸びている。電気代の高騰が製造コストを上げている。

窯業・土石製品 コンクリート製品製造業

- 前年対比の出荷量にかげりが見られる。TSMC第二工場の工事開始やそれに伴うインフラアクセス道路に期待している。人手不足が、工場、輸送等で大きな問題となっている。
- 県全体の売上高前年同月比が上回っている要因として、熊本地区及び城北地区における菊陽町の半導体製造工場周辺施設の需要が挙げられる。但し、依然として熊本地区と郡部地区との出荷量の格差があり、特に目立つ物件もなく厳しい状況である。

鉄鋼・金属 異業種

- 全体的に売上増加しており、年末に向けてのかけこみ需要と思われる。
- 小さな浮き沈みは見られるが、全体的に落ち着いている。
- 人件費、土地、商品の値上がりのため、住宅着工件数が減少。
- 工務店の受注が減少している。
- 売上高及び収益性については、減少していると答えた組合員が殆どである、まだ依然として、人材不足と原材料費の高騰は、解消されておらず、中小企業の大きな痛手となっている。TSMC進出の波及効果が中小企業には浸透していないと思われる。

卸売業 各種商品卸売業

- 組合員企業のうち建設資材卸に関しては、県内物流企業の倉庫等設備投資が盛んになっているため前月に引き続き安定している。注文が多くなっており、売上増加を図りたいが、需要が一過性なものか、今後も続くのか、先行きが不透明なため、社員採用も判断が難しい。また、中小零細には応募も少ないのが現状である。食品卸の組合員は低温ニーズの増加と業容拡大のため倉庫増築を検討している。

卸売業 野菜卸売業

- 野菜、果物の仕入値の高騰が止まらない。売上は好調である。

小売業 燃料小売業

- 12月19日から燃料油価格激変緩和対策事業補助金の補助率が縮小され仕入価格が上昇した。多くのSSで上昇分を販売価格に転嫁したが、諸事情により転嫁が不十分であったところ、契約等の理由により転嫁を認められなかったところが発生した。
- 1月のプロパンの調達価格は、前年同月より6.5円/kg

値上がりしている。12月の販売量は前年同月比で3.8%減少したものの、売上高は販売単価の増により3.0%増加した。

小売業 各種商品小売業

- 組合で運営している鮮魚部の男性1名が12月に退職、現在求人募集中だが不調である。
- 全店売上は、+1.8%、客数は前年並みであった。また年末4日間(28~31日)は、売上：+2.7% 客数・売上点数：前年並みとなった。売上回復支援事業によるプレミアム付商品券の販売を実施したが、今月の販売は販売開始当日に売り切れた。その結果、特に年末4日間の売上回復に繋がったと思われる。
- 12月度の売上は前年対比の95%であった。前半は前年並みだったが、年末の3日間が売上のにも88%であった。売上回復支援事業のプレミアム商品券の販売も行なったが、今回は1割還元で行った為売れ残りも発生。2割還元のディアライフグループのプレミアム商品券は完売した為、次回補助金等があれば、還元率の再検討が課題となる。
- 昨年の年末年始には及ばなかったものの、今年の年末年始も好調だった。

小売業 自動車・二輪車小売業

- 新車の入荷難、中古車の高騰、ユーザーの減少感がある。

商店街 天草市

- 全ての経費が値上がりしているのもその対応に苦慮している。

サービス業 旅館業

- 外国人観光客の増加及び客単価の上昇が収益の好転につながっている。

サービス業 その他のサービス業

- 年末は、大きなイベントはなく年末商戦での依頼が多くなる時期である。今年は平年並みの慌ただしさであったが、単価的には上昇傾向が続いている。

サービス業 自動車一般整備業

- 自動車整備、板金塗装の業界は人手不足により作業日数が伸び機会損失が発生。また、部品代金の値上がりによりキャッシュフローが悪化。

サービス業 その他の技術サービス業

- TSMC関連工事でも中央の大手ゼネコンが電気工事技術者も連れてくるため、県内の電気工事企業へ経済効果が波及されていない。

建設業 鉄筋工事業

- 2024年12月は、鉄筋工事は忙しく無かった理由として躯体工事より仕上業者の方へ仕事に移行した状態であり、九州内においても同様の状況であった。

運輸業 一般貨物自動車運送業

- 12月は期待していたほどの荷動きではなかった。スーパーも在庫は減らしている。人手不足が一層深刻である。また、燃料価格の動向が大きな不安材料である。

「監事講習会」・「決算経理講習会」を開催します

間もなく、多くの会員の皆様が決算を迎えることとなります。そこで、組合の監査を行われる監事の方々や組合の会計業務を行われる役職員の方々向けに、講習会を開催いたします。大変お忙しい時期かとは存じますが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。



- 開催日 令和7年3月7日(金)
- 開催場所 熊本県商工会館 鶴屋百貨店会議室AB
(熊本市中央区安政町3-13)
- 講師 樋口信夫公認会計士事務所
所長 樋口信夫氏

- スケジュール (1) 監事講習会 10:00~12:00 **新任の監事さんにお勧めです!**
内容: 監事の職務及び責任、標準的な監査方法、監査の留意事項、税制改正の概要など
受講料: 2,000円(税込)(テキスト代含む)
※筆記具をご持参ください。
- (2) 決算経理講習会 13:30~15:30 **会計業務担当の役職員の方にお勧めです!**
内容: 組合会計基準に則った決算関係書類の作成、組合特有の会計処理、税制改正の概要など
受講料: 2,000円(税込)(テキスト代含む)
※筆記具、電卓をご持参ください。

- 留意事項
 - ・2,000円で両方の講習会に出席することも可能です。
 - ・受講料は当日現金でお支払いください。
 - ・締切を2月21日(金)とさせていただきますが、席に限りがございますので、定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご了承ください。
 - ・お車でお越しの場合、駐車場利用料金は各自のご負担となります。

【お問い合わせ】 連携支援部支援1課 TEL: 096-325-3255

編集後記



↑最近、ベーグル作りにハマりました

この度は、年初の大変お忙しい中にもかかわらず、1月21日に開催した本会主催の「新春賀詞交歓会・新春講演会」に、ご出席をいただいた皆様に心より感謝申し上げます。本年も会員組合並びに組合員企業の皆様方のお力になれるよう、各種事業に取り組んでまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

ここ最近、インフルエンザ等が流行しているので、しっかり感染対策を行ない、健康な1年を過ごしましょう~! ちなみに私は、この時期になると喉を攻撃されがちなので、うがい薬を併用して、ウイルスを跳ね返したいと思います★ それでは、3月号もよろしくお願いいたします!

連携支援部支援3課 藤村春香

月刊 中央会 組合活性化情報
No.825/2025.2月号

TEL.096-325-3255 FAX.096-325-6949
E-mail:info@chuokai-kumamoto.com



まさかに負けない、
一時金で安心を。

医療一時金サポート

入院1日目から一時金を受け取れる!!
特約給付金額 **最大30万円**

総合医療サポート特約023 [基本保障型]

※ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」、「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」、「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。
医療一時金サポートを付加できる保険は、大樹セレクトです。特約の付加および、給付金のお支払いにあたっては、所定の要件があります。

大樹生命保険株式会社
熊本支社

〒860-0806
熊本県熊本市中心区花畑町1-1
TEL:096-354-4394

R-2023-1006(2023.6)

有利な金利で、1年、2年、3年

新型定期預金

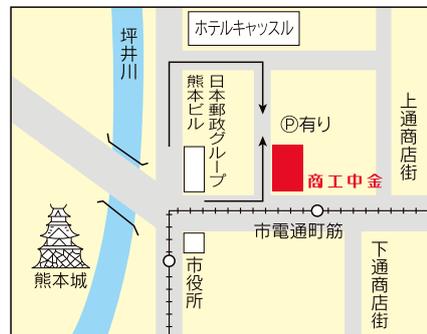
マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

ご来店をおまちしています
熊本支店



TEL:096-352-6184

熊本市中央区城東町2-23 ●日本郵政グループ熊本ビル隣

詳しくはホームページで <http://www.shokochukin.co.jp/>

歩みつづけて70年 みなさまへ明日の安心を

令和6年5月15日

熊本県火災共済協同組合は

70th

おかげさまで創立70周年を迎えました

くまもと共済は、組合員である中小企業・小規模事業者の「万が一の備え」「明日の安心」を提供するため、地域密着の共済事業を行っています。

● 取扱共済制度のご案内 ●



すまいる共済
(傷害総合保障共済)



火災共済



まごころ共済
(自動車事故費用共済)



自動車総合共済
MAP (任意保険)

※その他各種共済もごございます。お問い合わせは中小企業団体中央会へ。



安心、信頼、ゆたかな未来へ。

くまもと共済

熊本県火災共済協同組合

ホームページも
ご覧ください!

くまもと共済

検索

クリック!

- 本部 / 熊本市中央区安政町3番13号
(熊本県商工会館3階~5階)
TEL. 096-325-3411
- 八代営業所 / 八代市松江城町6番6号
(八代商工会館2階)
TEL. 0965-35-5686
- 天草営業所 / 天草市栄町1番25号
(本渡商工会館2階)
TEL. 0969-24-2516